

令和2年度「新型コロナウイルス感染症予防」に関する対応

【第4版】山形大学附属中学校学校再開ガイドラインの概要

山形大学附属中学校

I 基本方針

国（政府）や関係機関から出されている以下のような内容を踏まえつつ、「新型コロナウイルス感染症予防」に関する基本的なことを「各学校及び教職員一人一人」がしっかりおさえるとともに、「**学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～ver.2**」（2020.6.16 文部科学省）や今後の山形大学附属学校園における学校教育活動実施の基本方針（山形大学附属学校運営部）等に基づき附属幼稚園や附属小学校、附属特別支援学校と連携しながら主体的に判断し対応する。

- ①新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた**学校教育活動に関する提言**（令和2年5月1日感染症対策懇談会）
- ②新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る**学校運営上の工夫**について（令和2年5月1日 文科省通知）
- ③新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の**学習の保障**について（令和2年4月21日文科省通知）
- ④新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた家庭での学習や校務継続のための**ICTの積極的活用**について（令和2年4月23日文科省事務連絡）
- ⑤令和2年度小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について及び別添1「**学校開のガイドライン**」について（令和2年3月24日文科省通知）
- ⑥新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における**教育活動の再開等に関するQ&A**（令和2年5月21日文科省事務連絡）
- ⑦学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年5月22日文科省）
- ⑧体育・保健体育の授業の再開に向けた留意事項について（令和2年5月21日 山形県教育庁通知）
- ⑨新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（令和2年5月26日 山形市教育委員会）
- ⑩学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年6月16日 文部科学省）
- ⑪小学校、中学校等における「**新しい生活様式**」を踏まえた学校運営方法について（6月26日山形県教育委員会）

II 新型コロナウイルス感染症対策

大原則

5月22日に、文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校のあたらしい生活様式～」が示された。本県は、7月3日現在、60日連続して新規の感染者は確認されておらず、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示される「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の「レベル1」に該当すると考えることができる。6月16日には、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校のあたらしい生活様式～」のVer.2が示され、主に夏期の熱中症などの健康被害に留意した感染予防策が示された。

本校でも、これらの衛生管理マニュアルに従い、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校教育活動を継続していく必要がある。

1. 家庭と連携し、基本的な健康生活の徹底で免疫力の強化を図る。
 - (1) 基本的な生活習慣・リズムの維持（就寝時間・起床時間・バランスの良い食事）
 - (2) 運動不足やストレスの解消を図る運動の実施
2. 風邪やインフルエンザ等と同様の感染症に対する自己管理の徹底を図る。
 - (1) 比較的軽い風邪が続くや息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがあ
る場合は登校させず、自宅で休養させるとともに、新型コロナ受診相談センターに連
絡相談する。
 - (2) 適時・適切なマスクの着用等の咳エチケット
 - (3) 手洗い・うがい・適切な給水等の徹底
3. 学校がクラスターとならないように感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮する。
 - (1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底。
 - (2) 多くの人が手の届く距離に集まらない。
 - (3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

①換気の徹底

・教室をはじめ、活動場所の換気をこまめに行う。気流を考え、2方向の窓や扉を開放する。

②近距離での会話の際のマスク着用

・活動上、他の生徒との至近距離はやむを得ないため、飛沫を飛ばさないように、咳エチケットの要領で必要に応じて校内でのマスク装着を指導する。

4. 附属中学校生徒の「登下校」について
 - (1) 徒歩通学、自転車通学生徒は、人と十分な距離を確保できる場合は、熱中症のリスクを考慮し、マスク外して、普通登校を行う。
 - (2) バス・電車通学等、公共交通機関を利用する生徒については、保護者の方の協力が可能な場合、自家用車での送迎に協力していただく。公共交通機関を使用する場合は、①マスクの着用を行う、②人混みをさけるために、可能なかぎり他の人と距離をとる、③会話を控える。④バスの場合は、小学生の利用が少ないとき等、学生バス等を利用することができる場合は、使用する。⑤顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う等を行い、感染予防に努めた上で乗車するようにする。
 - (3) 学校到着後、または帰宅後は、手洗い・うがいを徹底する。

Ⅲ 学校の教育活動について

- (1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底。
- (2) 多くの人が手の届く距離に集まらない。
- (3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

の3つの条件が同時に重なる場所や場面の回避を図る。

1 学校の教育活動の実施について

(1) 学校再開について

- ・ 6月1日より学校再開とし授業日とする。
- ・ 6月1日は4時間授業、6月2日は5時間授業とし、段階的に通常日課にしていく。

(2) 臨時休業に伴う学習の遅れの保障について

- ・ 学習指導要領に基づく教育課程を実施するため、生徒と教職員の過重負担にならない範囲で、授業時数を確保するよう努め、以下の年間計画の変更を行う。

- ① 月曜日の5時間授業を原則6時間の授業に変更し、週30時間とする。
- ② 夏期休業を8月5日～8月17日に短縮する。
- ③ 冬季休業期間を1、2年生は12月18日～1月6日までとし、3年生は12月24日～1月6日までに短縮する。
- ④ 年度末休業期間（春休み）を、3年生は3月17日（卒業式終了翌日）からとし、1、2年生は3月20日からに短縮する。

2 保健管理等について

本校作成の「新型コロナウイルス感染症予防に関する具体的な取り組みについて」を基に、感染症予防及び拡大防止に努めながら学校の教育活動を実施する。

(1) 生徒への指導

- ・ 丁寧な手洗いの徹底…特にトイレの後、食事の前を徹底する。
→ トイレと水場に手洗いの仕方のポスターを掲示する。
清潔なハンカチの持参、自分の物を使用（貸し借りはしない）する等、指導する。
- ・ 健康的な生活で免疫力を高める。（食事・睡眠・適度な運動）
- ・ 適時・適切なマスクの着用（しっかり鼻と口を覆う）と咳エチケット
→ マスクの無い生徒へ、国から届いたマスクを配布する。
外す際のビニール袋、予備のマスクの準備を指導する。
家庭科で、マスク製作の計画予定である。
- ・ 人との距離の取り方について、基本は1m、可能なら2m離れる、話をする時もこの距離を意識するように指導する。

(2) 朝の健康観察の徹底

- ・ 健康観察カードの利用する
…忘れや未記入の生徒がいた場合、必ず検温と健康観察を行う。
各クラスに体温計を準備する。
※健康観察カードの活用と保護者の方へ確認

(3) 換気の徹底

- ・ 密集した状況の改善のため、机は1人ずつ離して並べる。
- ・ 常時ロスナイ換気扇を回しておき、廊下側の高窓は開けておく。
- ・ 原則授業中も両側の窓を少しでも開けておく。授業終了後は、5分間程度両側の窓を広く開けて換気を行う。また、話し合い活動は出来るだけ行わない。授業終

了時、教科担任は窓を開けた事を確認して教室を出る。(防寒着の着用や夏場は半袖、短パンも可とする。) ※教室環境チェックリストの活用

(4) 消毒用アルコールの教室への設置

- ・基本は朝と昼食前に使用。手荒れの防止やアルコールの消費を抑えるためにむやみに使用することは避ける。(肌の弱い生徒などは手洗いのみで可)

(5) 定期的な消毒作業

- ・毎日清掃担当場所を、清掃時あるいは放課後に消毒を行う。
- ・次亜塩素酸水(オレアスファ)やアルコールをトイレトペーパーやキッチンペーパーに染み込ませて使用。各教室に消毒用スプレー1本配布。各学年で担当者を決定し、記入する。(トイレのドアノブ、水洗いのレバー、便座、便座のふた、ホルダー、スイッチ、水道の蛇口、教室のドアノブ、階段の手すり 等)

※消毒作業分担表の活用

		年 組											
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
1	1 換気日												
2	2 換気日												
3	3 換気日												
4	4 換気日												
5	朝食												
6	5 換気日												
7	6 換気日												
8	普通教員 チェック												

各授業時に教科担任がチェックする。最初の4項目は授業開始時にチェック。最後だけ終了後チェックして担当の生徒に渡す。

朝、保健委員・副員が健康観察簿と一緒に保健室から持ってくる。放課後返す。
代調委員等の授業開始時教科担任に出して記入してもらい、授業終了後戻す。移動教室等の時は持ち歩く。

		年 組					
		1	2	3	4	5	6
1	トイレ	<input type="checkbox"/>					
2	廊下	<input type="checkbox"/>					
3	階段	<input type="checkbox"/>					
4	教室	<input type="checkbox"/>					
5		<input type="checkbox"/>					
6		<input type="checkbox"/>					

清掃後、または放課後に清掃担当者が消毒作業を行う。帰った先生の携行が消毒されていないことが無いように学年でチェックする。

○ トイレはトイレトペーパーに消毒薬を染み込ませてふき取りを行う。
○ 他はキッチンペーパーなどを使用する。
○ 消毒する場所
トイレ(ドアノブ、水洗いのレバー、便座、便座のふた、ホルダー、スイッチ)
廊下(水道の蛇口) 教室(ドアノブ) 階段(手すり)
消毒が終わったら☑して下さい。学年主任の先生は毎日確認をお願いします。
消毒薬は各クラスに1本と学用品に1本お渡しします。適量使用して下さい。

(6) その他

- ・職員の体温測定・健康観察を毎日行い記録する。
- ・教員室や職員トイレの消毒作業も行っていく。
- ・大人の方が感染リスクが高いことを意識し、教員室が3密にならないようにしていく。

3 学習指導について

- ・授業中、授業後は活動した教室や特別教室の換気、うがい、手洗い、給水等を行う。
- ・授業中は全員マスク着用を努め、机はできる限り隣と距離をあけるようにするとともに、前向きの座席配置でグループ活動等は長時間(15分以上)にならないようにする。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してよいこととする。また、生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。
- ・パソコンや動画など、ICTを活用した授業や調べ学習、自学自習を取り入れるなど、各教科の特性を踏まえながら、学習活動を工夫する。
- ・音楽の授業では、年間指導計画の工夫を行いながら、歌唱に関する学習について

は8月以降に位置づける。

- ・ 体育の授業では、令和2年度8月から2月まで体育館の大規模改修があるため、年間指導計画を工夫しながら、改修前までは換気等に注意し体育館で活動を行う。また、更衣室での密を避けるために、水泳の授業は行わない。相手と組み合うような柔道などは、個別の取り組みに注意しながら、11月以降に実施する。マスクは着用しないが、2mの間隔をとるなどして感染の防止に努める。
- ・ GIGAスクール構想と連動し、教職員のICT研修等を進めながら、オンライン学習を行う準備を行っていく。

4 学校行事について

- ・ 授業を最優先として、学校行事については精選を図り、必要なものだけ実施する。
- ・ 運動会については7月実施を延期し、9月に規模を縮小して実施する予定である。
- ・ 2年修学旅行については、8月19日～21日実施を延期する。延期の時期等を今後PTA役員の皆様とともに協議し決定する。
- ・ 11月実施の合唱コンクールについては、夏休み中の状況や中文連主催のコンクール等の実施状況を踏まえて、実施可能か判断していく。

5 部活動について

(1) 基本方針

「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」(令和2年5月26日 山形市教育委員会) (令和2年6月15日 山形市教育委員会) を参考にした部活動を行うこととする。

(2) 目的

生徒の心身の健康保持の観点から、部活動を生徒の運動不足やストレスの解消を図る運動の機会として実施し、新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大を防止することが重要であることを認識する。

(3) 実施上の留意点について

- ・ 部活動開始時は、以下の3つの条件を回避するするために、通常の活動とは異なる活動になることを生徒及び保護者に理解と協力を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底。(2) 多くの人が手の届く距離に集まらない。(3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。 |
|--|

- ・ 部活動再開後は、このような状況から生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制はしない。(参加・不参加は生徒と保護者の方で判断していただく)
- ・ 長期の休業期間の運動機会が十分でない状態を踏まえ、無理のない指導計画を立て、軽度な活動から段階的に実施する。
- ・ 本校のみの単独練習とし、練習試合等は見合わせる。
- ・ 通常の活動に参加していない外部関係者は部活動に参加させない。

(4) 具体的な活動について

① 顧問の対応

- ・「3つの条件を回避するために通常の活動とは異なる活動になること」、「生徒の対応」等を指導するとともに、生徒の健康観察を徹底する。
- ・自分自身の検温の実施や発熱や風邪の症状、体調不良がある場合は部活動に参加しない。
- ・生徒の参加状況、健康状況を把握するなど、活動全体の管理運営を適切に行う。
- ・活動終了後、生徒の退校確認を行う。

② 生徒の対応

- ・一人ひとりが手洗いやうがい、咳エチケットなどの感染症対策を講じる。
- ・自宅を出発する前に検温を実施し、発熱や体調不良がある場合は参加しない。
- ・活動中、体調不良がある場合は活動をすぐ中止し、保護者から来校してもらい下校する。
- ・登下校はマスク着用に努め、人混みをできるだけ避けた行動をとる。

③ 活動内容

- ・「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」（令和2年6月15日 山形市教育委員会）添付の「中央競技団体が示す活動等のガイドライン」（R2.6.11時点）を参考に活動を行うこととする。
- ・なるべく集団にならないように活動を工夫する。
- ・かけ声、大声をかけての活動は行わない。
- ・個人の技能を高める練習をする等、飛沫感染に留意した練習内容を工夫する。
- ・チームスポーツは、個人技能を高める練習をする等、練習内容を工夫する。
- ・使い回す道具に触れた手で首から上に触らない。
- ・文化部の活動では、大人数が集まって演奏や制作等をするののないよう個人練習やパート練習までとし、練習内容を工夫する。また、楽器等を共有せず大人数で演奏しない。

④ 活動場所

- ・屋内での活動では、多くの生徒ができるだけ集まらないようにする。
- ・屋内での活動では、こまめに換気を行い、つねに窓を開けておくなど密閉した空間にしない。
- ・体育館等の会場の入口等に消毒液を設置又は手洗いを励行するとともに、手を触れる箇所などの消毒を顧問が行う。
- ・部室等を利用する場合は換気を徹底し、着替えなどの必要最小限にとどめるほか、時間帯を分けた使用など工夫を図る。

⑤ 活動時間

- ・開始時間30分前よりは集合させない。（集団でいる時間を少なくする）
- ・週2日～3日の活動とする。
- ・終了後は、すみやかに各自帰宅する。

⑥ その他 飲料水・タオル

- ・飲料水は個人で準備し、飲み物の共有はさせない。
- ・タオル等の共有はさせない。
- ・「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドラインに基づく学校における点検チェックリスト」を活用して感染防止の周知、徹底を図る。

6 昼食（弁当）及び牛乳給食について

- ・昼食前は必ず手洗い・うがいを徹底する。
- ・牛乳は、各自取りに行き、他の生徒を介しての手渡し等はさせないようにする。
（8月上旬まで牛乳は中止）
- ・「机を合わせず、前に向けたまま」で食事を行い、飛沫を飛ばさないように会話を慎ませる。

7 心のケアについて

- ・スクールカウンセラー等への相談ができるように年間計画表を配布する。（配付済）
- ・相談部だよりやリーフレットをホームページへに随時掲載しながら対応への周知を図る。
- ・教育相談アンケートを分散登校時に配布し、回収を行う。これをもとに対応が必要な生徒については個別に行う。
- ・スクールカウンセラーの講話（VTR録画）について、各クラスごとに視聴を行う。
※コロナ感染者、濃厚接触者への差別、偏見、いじめ等についても講話でふれてもらう。

8 PTA活動や授業づくり研修会について

（1）PTA総会及び授業参観について

- ・PTA等の会議や懇談等は新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら判断していく。

（2）授業づくり研修会について

- ・11月開催の授業づくり研修会は開催予定であるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら変更が判断し、必要な場合は関係機関へ連絡を行う。

9 学校関係者に感染者、感染の疑いが確認された場合の対応について

- ・学校関係者が濃厚接触者と判断された場合や学校関係者に感染が確認された場合は、大学及び関係機関と連携を図り、対策を講じる。